

令和6年9月26日
役員会決定

東京大学運営方針委員の選考方針等について

東京大学運営方針会議規則（令和6年9月26日東大規則第37号。以下「規則」という。）第2条に規定する運営方針委員については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第21条の4第2項の定めるところにより同法第12条第6項に規定する人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得て、総長が任命することとされている。

これを踏まえ、運営方針委員の構成に関する方針については、下記1に掲げる事項に基づくものとする。また、各運営方針委員の選考にあたっては、下記2に掲げる事項を全て満たしていると認められる者から選考する。なお、運営方針委員の任命後は、速やかに下記3に掲げる事項（（2）に掲げる事項にあっては、事前に当該委員の同意を得るものとする。）を公表するものとする。

記

1. 運営方針会議の構成に関する方針

- （1）多様性・包摂性を考慮し、性別並びに日本国外での活動経験（外国籍の者を含む）、専門分野及び年齢等の多様性を図る。特に性別に関しては、総長及び運営方針委員に占める女性割合がおおよそ5割となるようにする。
- （2）教育研究の現場の声を反映させるため、学内委員（規則第2条第5項に規定するものをいう。）のうちの一部について、教育研究評議会から推薦された者をもって充てるものとする。
- （3）東京大学の卒業生は、重要なステークホルダーであることを踏まえ、学外委員（規則第2条第5項に規定するものをいう。）に卒業生を代表する活動を行っている者を加えるものとする。

2. 運営方針委員の選考方針

- （1）以下の事項のいずれかについて、適切な知識、能力、経験を有していること。

イ 大学の教育研究活動

- ロ 大学における国際化及び国際研究協力の推進
- ハ 国内外の大学の経営
- ニ 国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の動向
- ホ 大学に関する法律及び会計
- ヘ 大学と社会との連携・協働

- (2) 東京大学憲章、東京大学が掲げる行動指針に定める理念と目標を共有し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指し、その実現に貢献できること。
- (3) 世界の公共性に奉仕する東京大学の使命を踏まえ、東京大学と社会のステークホルダーの双方向的な連携を推進し、建設的な対話を通じ、互いに共通する公共的な利益を追求できるよう尽力する意思を有すること。

3. 運営方針委員任命後の公表事項

- (1) 選考理由
- (2) 略歴
- (3) 過去の任期も含めた運営方針委員の在任年数